

ドローンを飛ばす前に 申請等は大丈夫ですか？

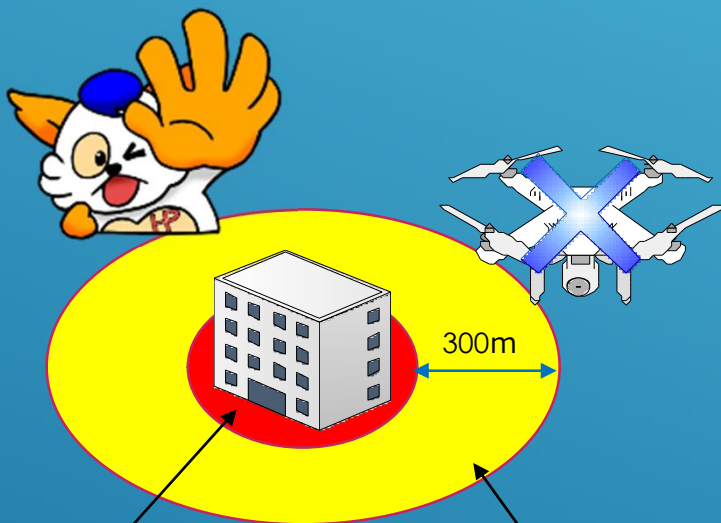
いわゆるドローンは、

- ・ 航空法
- ・ **重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律**
(以下「**小型無人機等飛行禁止法**」という。)

の2つの法律で規制されています。

小型無人機等飛行禁止法においては、重要施設及びその周囲のおおむね300メートルの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行が原則禁止されています。

当署管内では、「**海上自衛隊函館基地隊**」が対象施設として指定されています。
上記施設・敷地及び周辺地域上空を飛行させる際は、必要な手続きがあります。



対象施設/敷地・区域の上空
(通称: レッドゾーン)

周囲おおむね300mの地域上空
(通称: イエローゾーン)

～事前通報について～

○北海道公安委員会への通報

対象施設上空やその周囲おおむね300mの地域上空で飛行させる場合、北海道公安委員会（窓口：函館西警察署）に通報する必要があります。 ※（オンライン申請も可能）

事前通報は、飛行開始予定時間の**48時間前**までに行う必要があります。

○管区海上保安本部長への通報

海域を含む対象施設周辺地域において、飛行させる場合、海上保安庁への通報も必要となります。

※北海道公安委員会への通報に先んじて、「海上自衛隊函館基地隊」の管理者から同意を得る必要があります。

ちなみに...

函館市は「**人口集中地区**」に該当するため、ドローンを飛行させるためには、国土交通省への「**許可・承認**」手続きが必要となります。

人口集中地区における飛行のほか、「**夜間飛行**」や「**目視外飛行**」、「**イベント開催場所上空における飛行**」などの「**特定飛行**」をする場合も「許可・承認」手続きが必要であり、あわせて**飛行計画の提出**も必要となります。

※ ドローンの飛行禁止区域の詳細については、北海道警察ホームページに掲載しています。

ルールを守って飛ばしましょう！

お問い合わせ先（平日 午前8時45分から午後5時30分）

函館方面函館西警察署 警備課警備係 0138-42-0110